試 験 問 題 (解答時間 50 分)(100 点)

IV. 法人税法

問 1

次の資料に基づき、甲社の当期(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)における税務上調整すべき金額について、解答欄に数値を入力しなさい。ただし、FとHについては解答欄の選択肢の中から選びなさい。 (計20点)

- (1) 甲社は当期の10月に丙リース会社との間で機械装置A (租税特別措置法第42条の6 《中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》第1項に規定する特定機械装置等に該当する。) の賃借に関する契約 (リース契約) を締結し、同月にその引渡しを受け事業の用に供している。この機械装置Aの法定耐用年数は7年 (定率法償却率0.286、保証率0.08680)、リース契約期間は6年、基本リース料は月額150,000円 (毎月末支払い) である。
- (2) 甲社は、当期に機械装置Aに係る減価償却費として1,800,000円及び機械装置Aの据付に要した費用200,000円を損金経理している。なお、このリース取引は法人税法上のリース取引に該当し、所有権移転外リース取引に該当するものである。
- (3) 当期における別表一②の法人税額は6,279,000円である。
- (4) 甲社の期末資本金3,000万円 (株主は全て個人である。) の青色申告法人であり、設立以来、資本金の異動はない。

〔計算過程〕	(単位:円)
〔減価償却〕	
(1) 償却限度額	
(
(注) × × = A	
(2) 償却超過額	
$(\boxed{D} + \boxed{B}) - \boxed{\equiv} \boxed{E}$	
〔中小企業者等の機械等の特別控除額〕	
(1) 取得価額基準額	
(
(2) 税額基準額	
\times H = I	
(3) (1) □(2) ∴ <u>J</u>	
〔税務調整〕	(単位:円)
 ・機械装置 △ 減価償却超過額 □ 下 (加質・効保) 	

複数回使用も可とする。	こヨ てはまるものを解音値	ひ選択収から選びなさ	い。なお、語句の (計10点)
額(すでに <u>B</u> に算入 たものを除く。)がある場 入する。		Cによる還付金の	計算の基礎となっ
(2) 損金算入の限度 次の内国法人の区分に届① ②以外の内国法人	芯じ、それぞれに定める 金	を額とする。	
② 普通法人のうち、期 5億円以上である法人に	よる完全支配関係がある		いて資本金の額が
…この規定等の適用前 その D とは、その 定により B に算入さい。(3) 申告要件	欠損金額の生じた事業年		
	の生じた事業年度につい 場合であって、一定書類:		
5. 法人税額 9. 提出		7年 8.	欠損金額 10年 白色申告書

複数回使用も可とする。	にヨ(はま	るものを胜合倆の選	が収がり	EO'A' C'V'O	なお、語句の (計9点)
税制支援が図られ 設され、 A の 又は C のあっ (F を行う場合	ておりましたが、 あった日から同日 た日から同日以 合における事業年	で災害特例法などの 恒久的措置として 日以後 B を経過 後 D を経過する 度開始の日以後 G こは、法人の規模に	災害損失金 する日まで る日までの の期間を	の繰戻し還f の間に終了 ⁻ 間に終了する - H とみ	村の制度が創 する事業年度 る <u>E</u> 期間 なした期間)
1. 確定申告	2.	中間	3. 1	仮決算	
4. 事業年度	5.	一事業年度	6. 3	災害	
7.6月	8.	1年	9. 3	災害損失欠損	金額
10. 青色欠損金	:額 11.	損失			

次の資料に基づき、甲社の当期(令和6年4月1日~令和7年3月31日)における欠損金の繰戻しによる還付請求書を作成し解答欄に数値を入力しなさい。なお、甲社の当期の確定申告書の提出日は令和7年5月23日である。 (計12点)

- (1) 甲社の当期における欠損金額は△96,380,000円である。
- (2) 甲社の前事業年度分の確定申告により提出した別表一の明細は次のとおりである。なお、 甲社は申告期限の延長の申請、処分は受けておらず、申告書の提出期限までに法人税を納付 している。

(単位:円) 所 得 金 202,000,000 額 法 人 税 額 46,208,000 (1.000,000)法 人 計 税 額 46,208,000 控 除 税 額 400,000 差引所得に対する法人税額 46,808,000 中間申告分の法人税額 26,000,000 この申告により納付すべき法人税額 20,808,000

- (注) () 書は、使途秘匿金に対する税額である。
- (3) 甲社の当期末における資本金は1億円である(株主はすべて個人である。)。
- (4) 計算にあたり地方法人税は考慮する必要はない。

<次ページへ続く>

【欠損金の繰戻しによる還付請求書】

(単位:円)

法人税法第80条の規定に基づき下記のとおり欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。						
		Ī	<u>L</u>		_	
欠	損	自令和6年4月1日	還 付 万	近 名	}	自令和5年4月1日
事 業 年	度	至令和7年3月31日	事 業	年 月	Ĕ	至令和6年3月31日
		区 分				請求金額
欠損事業年	欠	損	金	額	(1)	
度の欠損金額	同上0	Dうち還付所得事業年度	に繰り戻す欠損	金額	(2)	A
還付所得	所	得	金	額	(3)	
事業年度の	既に	欠損金の繰戻し	を行った。	金 額	(4)	
所 得 金 額	差	引 所 得 金 額	((3) - (4))	(5)	В
	納 f	寸の確定した	法人移	紅 額	(6)	
	控	除	税	額	(8)	
還 付 所 得 事業年度の 法 人 税 額	使 适	総秘匿金額に	対する私	兑 額	(9)	С
	法	人 税 額 ((6) -	+ (8) - (9))	(12)	
	既にク	て損金の繰戻しにより還付				
	差	引 法 人 税 額	((12) - (1	13))	(14)	
	;	還付金額 ((14)×(2)/(5))			(15)	D
請 求 期	限	令和7年5月31日	確 定 申 提 出 年		書日	令和7年5月23日

次の資料に基づき、当社(非同族会社である。)の当期(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)における税務上調整すべき金額について、解答欄に数値を入力しなさい。ただし、 B 、 J 、 L については解答欄の選択肢の中から選びなさい。 (計19点)

(1) 当社が当期中に役員等に支給した報酬・賞与は次のとおりである。

(単位:円)

氏名	加	職	H	報	酬	賞	与	各人毎の給与の
八石	1又	相比	名	役員分	使用人分	役員分	使用人分	支給合計額
A氏	代表	表取締役	生長	14,400,000		8,400,000		22,800,000
B氏	専	務取締	役	11,520,000		7,200,000		18,720,000
C氏	常	務取締	役	10,080,000		6,000,000		16,080,000
D氏	営	業部	長		5,760,000		2,400,000	8,160,000
E氏	監	查	役	7,200,000				7,200,000
	合	計		43,200,000	5,760,000	21,600,000	2,400,000	

- (注) 上記表中の給与は全て損金経理により支出している。
- (2) 報酬として支給した給与は毎月25日に定額を支給したものの年額である。
- (3) 役員分として支給した賞与はその支給時期及び支給金額について適法に税務署長に届出が行われている。
- (4) B氏に対して支給した給与のうちB氏の職務の対価として適正な額は17.400,000円である。
- (5) 当社は株主総会において、取締役及び監査役に対する給与の支給限度額を取締役 54,000,000円、監査役10,000,000円と決議している。
- (6) 当社は、自己を契約者とし、A氏、B氏及びC氏を被保険者とする養老保険契約を締結し、 当期の4月から当期の3月分の保険料を当期の4月10日に年払いにより1人当たり720,000円 支出しており、支払保険料として損金経理している。

なお、この養老保険の受取人は、死亡保険金が被保険者の遺族であり、生存保険金が当社 となっているものである。

(7) 上記の他、代表取締役社長A氏の長男F氏が当社の使用人として職務に従事している。当 社はF氏に対して毎月の給料の年額4,320,000円及び賞与1,200,000円を損金経理により支給し ている。

なお、F氏の職制上の地位及び職務に対する対価としての適正額は4.800.000円である。

<次ページへ続く>

1. 〔保険料〕	(単位:円)
X X = A	
В	
2. 〔役員給与〕	(単位:円)
(1) 1項基準額	
(2) 2項基準額	
① 実質基準	
$(\boxed{+\boxed{C}}) - \boxed{=} \boxed{D}$	
(注) × = C	
② 形式基準	
(イ) 取締役	
④ 実際支給額	
+ $+$ $+$ $+$ E $=$ F	
(注) × × = E	
□ 限度額	
$\bigcirc \bigcirc $	
(ロ) 監査役	
< ∴ H	
$(\prime) (1) + (\square) = \square$	
3 1 2	
$(3) (1) + (2) = \boxed{\qquad \qquad} $	
3.〔使用人給与〕	(単位:円)
(+) - = K L	

次の控除対象外消費税額等の取扱いについて	Α	から	Н	に当てはまるも	のを解答欄の選
択肢から選びなさい。					(計16点)

経理方法	課税売上割合	取 扱い
	B以上	控除対象外消費税額等の全額がC
A	B 未満	D に係る控除対象外消費税額等 経費に係る控除対象外消費税額等 C 特定課税仕入れに係る控除対象外消費税額等 C E の F が G 未満
		控除対象外消費税額等 F が G 以上 H

- 棚卸資産
 税込経理
- 2. 棚卸資産以外
- 5. 税抜経理
- 7. 20万円 10. 95%
- 8. 50%
- 11. 損金となる
- 13. 非課税仕入れ16. 一の資産に係る金額
- 14. 資産に係る金額の合計額17. 控除対象消費税額等
- 3. 消耗品費
- 6. 30万円
- 9.80%
- 12. 損金とならない
- 15. 繰延消費税額等

次の資料に基づき、当社の当期(令和6年4月1日~令和7年3月31日)における税務上調整すべき圧縮積立金積立超過額及び減価償却超過額について、解答欄に数値を入力しなさい。

(計14点)

(1) 当期の10月20日に当社の倉庫用建物が火災により全焼した。これに伴い、焼失資産の被害直前の帳簿価額を当期の費用に計上している。

種	類	被害直前の帳簿価額	備考	
建	物	1,800,000円	繰越償却超過額は200,000円である。	

- (2) 火災に伴い損金経理により支出した諸経費の額は次のとおりである。
 - けが人の見舞金
 焼跡の整理費用
 新聞謝罪広告費
 400,000円
 消防費用
- (3) 当期の2月1日に保険会社から上記滅失資産の保険金として20,000,000円を取得した。
- (4) 焼失した建物については、上記(3)の保険金をもって当期の3月10日に代替資産として店舗 用建物18,000,000円を取得し、直ちに事業の用に供している。
- (5) 当社は上記(4)の建物について、法人税法第47条《保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入》の規定の適用を受けるため、当期の確定した決算において圧縮積立金として15,000,000円を積立てている。

また、この建物については償却費として20.000円を損金経理している。

(6) この店舗用建物は耐用年数34年(定額法償却率0.030)である。

<次ページへ続く>

保险	连差益	(単位:円)
(1)	滅失経費	
	+ = A	
(2)	差引保険金	
	B – =	
(3)	保険差益	
	- (
(4)	圧縮限度額	
	(注) □ > □ ∴ D	
(5)	圧縮超過額	
	E - F (加算・留保)	
減侃	近償却	(単位:円)
(1)	償却限度額	
	(G -) × × =	
(2)	償却超過額	
	□ - □ = □ H (加算・留保)	

【令和6年度巡回監査士試験】 法人税法

[全士試験]	法人忧 法	
問題番号	解答欄	模範解答
第1問	Α	10,800,000
第1問	В	200,000
第1問	С	916,666
第1問	D	1,800,000
第1問	E	1,083,334
第1問	F	7%
第1問	G	770,000
第1問	Н	20%
第1問	I	1,255,800
第1問	J	770,000
第2問	Α	8. 10年
第2問	В	2. 損金の額
第2問	С	11. 繰戻し
第2問	D	3. 所得金額
第2問	E	14. 確定申告書
第3問	Α	6. 災害
第3問	В	8. 1年
第3問	С	6. 災害
第3問	D	7. 6月
第3問	Е	2. 中間
第3問	F	3. 仮決算
第3問	G	7. 6月
第3問	Н	5. 一事業年度
第3問	I	9. 災害損失欠損金額
第4問	Α	96,380,000
第4問	В	202,000,000
第4問	С	1,000,000
第4問	D	22,047,163
第5問	Α	1,080,000
第5問	В	3. 保険料積立金計上もれ(加算・留保)
第5問	С	360,000
第5問	D	1,680,000
第5問	E	1,080,000
第5問	F	58,680,000
第5問	G	4,680,000
第5問	Н	0
第5問	I	4,680,000
第5問	J	4. 役員給与損金不算入額(加算·社外流出)
第5問	K	720,000 4. 使用人給与損金不算入額(加算·社外流出)
第5問第6問	L	4. 使用人指与損金不募人額(加募·在外流出) 5. 税抜経理
第6問	A B	9.80%
第6問	С	11. 損金となる
第6問	D	11. 損並とはる
第6問	E	2. 棚卸資産以外
第6問	F	2. 伽町員座以外 16. 一の資産に係る金額
第6問	G	7. 20万円
第6問	Н	15. 繰延消費税額等
第7問	A	3,300,000
第7問	В	20,000,000
第7問	С	14,700,000
第7問	D	16,700,000
第7問	E	15,000,000
第7問	F	300,000
第7問	G	18,000,000
第7問	Н	11,750
HI	. ''	11,700